

# 外貨普通預金

2015年10月1日現在

本書をよくお読みいただき、商品の内容・リスク等を十分ご理解の上、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

- ・外貨普通預金とは、外貨預金(本邦通貨以外の外貨建ての預金)のうち、期間の定めのない預金です。
- ・外貨普通預金は、預金保険の対象外の預金です。また、為替相場の変動により、払い戻し時の円貨額がお預け入れ時の円貨額を下回るなど、「元本割れ」が生じるリスク等があります。
- ・お預け入れ時および払い戻し時に為替手数料をご負担いただく他、外貨現金の引き出し時等にも手数料がかかります。

お申込みに際しましては、販売担当者等により、商品の内容およびリスクに関する説明をさせていただきますので、窓口等にお問い合わせください。

○外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、払い戻し時の円貨額がお預け入れ時の円貨額を下回るなど、「元本割れ」が生じるリスクがあります。

○円を外貨にする際(お預け入れ時)、および外貨を円にする際(払い戻し時)は手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円40銭)がかかります。お預け入れおよび払い戻しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート(お預け入れ時)、TTBレート(払い戻し時)をそれぞれ適用します。

したがって、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料(1米ドルあたり2円、1ユーロあたり2円80銭)がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時のお預け入れ円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

## 《お問い合わせ先》

本商品のお問い合わせは、お近くの窓口または下記フリーダイヤルにてお問い合わせください。

巢鴨信用金庫 業務部 資産運用  
 フリーダイヤル 0120-65-0071  
 受付時間 9:00~17:00  
 (土・日・祝日は除きます)

1 商 品 名 (愛称)	外貨普通預金 (すがも外貨普通預金)	
2 商品(契約)概要	・ 外貨普通預金とは、外貨預金(本邦通貨以外の外貨建の預金)のうち、期間の定めのない預金です。	
3 販売対象	・ 個人(原則として20歳以上)及び法人のお客様	
4 お預入機関	・ 期間の定めはございません。	
5 お預け入れ方法 ①預入通貨 ②預入方法 ③適用相場 ④預入金額 ⑤預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ USドル、ユーロ</li> <li>・ 随時お預け入れいただけます。 ただし、現金でのお預け入れは円貨でのお預け入れのみとなります。外貨でのお預け入れはできません。</li> <li>・ 当庫所定の預入相場(TTS)を適用いたします。別途手数料はかかりません。</li> <li>・ 1ドル以上、1ユーロ以上</li> <li>・ 1セント単位</li> </ul>	
6 払い戻し方法 ①払戻方法 ②適用相場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随時払い戻しいたします。 ただし、現金での払い戻しは円貨での払い戻しのみとなります。外貨での払い戻しはできません。</li> <li>・ 当庫所定の払出相場(TTB)を適用いたします。別途手数料はかかりません。</li> </ul>	
7 利 息 ①適用利率 ②利払方法 ③計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当庫所定の金利を適用いたします。適用金利は随時変動いたします。</li> <li>・ 金利情報につきましては店頭等でご確認ください</li> <li>・ 毎年3月と9月の当庫所定の日にお支払いいたします。(口座解約の場合は、解約日にお支払いいたします。)</li> <li>・ 付利単位：1ドル、1ユーロ</li> <li>・ 1年を365日とする日割計算</li> </ul>	
8 税 金	<p>&lt;個人のお客様&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お受取利息には、源泉分離課税20.315%(国税15.315% 地方税5%)の税金が適用されます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に受け取るお利息には、復興特別所得税が上乘せられ、20.315%の源泉分離課税となります。</li> <li>・ 外貨普通預金のお利息はマル優の対象外です。</li> <li>・ 為替差益への課税は以下の通りとなります。 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。 ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。(なお、給与を複数の会社から得ていないことが条件となります。)</li> <li>・ 為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</li> </ul> <p>&lt;法人のお客様&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合課税</li> </ul>	
9 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円現金・円預金によるお預け入れ・払い戻し</li> <li>・ 外貨送金受取資金によるお預け入れ</li> <li>・ お引き出し資金の外国送金</li> </ul>	<p>外貨普通預金のお取引に適用される以下の為替レートには、それぞれ為替手数料が含まれています。</p> <p>TTS：円貨から外貨に交換するときの適用レート TTB：外貨から円貨に交換するときの適用レート TTS・TTBにはそれぞれ1ドルあたり1円、1ユーロあたり1円40銭の為替手数料が含まれています。</p> <p>被仕向外国送金手数料として、お預け入れになる外貨送金金額の1/20%(最低2,500円)がかかります</p> <p>外国送金手数料(4,000円)および外貨預金取扱手数料として外貨送金金額の1/20%(最低2,500円)がかかります</p>
# そ の 他 の 重 要 事 項	<p>&lt;預金保険制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外貨普通預金は、預金保険制度の対象外です。</li> </ul> <p>&lt;為替変動リスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外貨普通預金には、為替相場の変動により為替差損が生じ、お受取円貨額がお預入時の払込円貨額を下回る為替変動リスクがあります。</li> <li>・ お預入時の為替相場に比べ、お引出時の為替相場が円安になると「為替差益」が生じますが、逆に円高になると「為替差損」が生じ、お受取円貨額がお預入時の払込円貨額を下回る可能性もあります。</li> <li>・ 円貨を外貨にする際(預入時)および外貨を円貨にする際(払戻時)は手数料がかかります。預入・払戻時には手数料分を含んだ為替レートである当庫所定のTTSレート・TTBレートをそれぞれ適用します。為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料がかかるため払戻円貨額が預入円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)場合があります。(TTSレートとTTBレートには、1ドルあたり2円、1ユーロあたり2円80銭の差があります。)</li> <li>・ 払戻時の円換算金額は為替相場により変動するため、外貨建ての預金利率と円貨ベースでの利回りは一致しません。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替相場決定(米ドル午前10時、ユーロ午前11時)以降のお取扱となります。</li> <li>・ インターネットバンキングサービス(個人のお客様用)をご利用の場合には、別途、お申込が必要です。また、ご利用頂ける取引は、円預金口座を相手とする入出金と、外貨定期預金の新約又は解約予約を相手とする入出金のみとなります。外貨現金や外国送金はお取扱できません。</li> </ul>	

<p># 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>&lt;苦情処理措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-45-0690）までご連絡ください。</li> </ul> <p>&lt;紛争解決措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望するお客様は、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までご連絡ください。</li> <li>・また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> <li>・なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。</li> </ul> <p>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、上記東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
-----------------------------	---